

○日進市信用保証料助成金交付要綱

昭和59年4月1日

要綱

改正 平成31年3月6日要綱第7号

令和2年2月13日要綱第6号

令和2年3月19日要綱第12号

令和3年1月5日要綱第2号

令和4年3月31日要綱第22号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内中小企業の振興を図るため、愛知県信用保証協会(以下「協会」という。)の信用保証を得て融資を受けたものに対してその融資額に係る信用保証料(以下「保証料」という。)の一部を助成することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 助成の対象となる者は、次に掲げる制度の利用者(日進市商工会(以下「商工会」という。)の会員及び商工会に加入の申込みをし、商工会の理事会において承認を受けることが予定されている者に限る。)のうち、市の指定金融機関において融資が実行され、完納が見込まれ、かつ、保証料を一括払いで納付したものとする。

- (1) 市において申込を受けた小規模企業等振興資金融資制度要綱に基づく制度(小規模企業等振興資金)
- (2) 愛知県経済環境適応資金融資制度要綱に基づく制度(サポート資金(セーフティネット、経営あんしん、経済対策特別及び大規模危機対応)並びに創業等支援資金)
- (3) 市長が認定した中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)に基づく制度(経営安定関連保証及び危機関連保証)

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成の対象としない。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 日進市暴力団排除条例(平成24年日進市条例第22号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(助成金の額)

第3条 前条の助成対象者に対し交付する助成金は、20万円を上限として、毎年度予算の範囲内において交付する。

2 助成金は、次に掲げる計算式により得た額とする。

(1) 実質借入金額

融資金額－借換額

1,000円未満の額は切り捨てて計算するものとする。

(2) 実質借入割合

実質借入金額／融資金額

小数点第3位以下を切り捨てるものとする。

(3) 実質借入金額に相当する信用保証料

協会の発行する信用保証書に記載された保証料×実質借入割合

1円未満の額は切り捨てるものとする。

(4) 助成率

実質借入金額に相当する信用保証料×助成率

100円未満の額は切り捨てるものとする。

助成率については実質借入金額が

200万円以下 100%

200万円を超え300万円以下 80%

300万円を超え500万円以下 60%

500万円を超え1,000万円以下 40%

1,000万円を超えるもの 30%

(交付申請)

第4条 第2条の助成対象者で助成金の交付を受けようとするものは、金融機関から融資を受けた後1か月以内に信用保証料助成金交付申請書(第1号様式)に借入金融機関の貸付実行証明を受け、協会が発行した信用保証書の写しを添えて市長に提出しなければならない。ただし、年度末の締切日についてはこれを別に定めるものとする。

(助成の決定)

第5条 市長は、前条の交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成金交付の可否を決定し、助成金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものと

する。

(助成金の請求)

第6条 前条の規定により助成金交付の決定通知を受けたものは、請求書(第3号様式)に助成金交付決定通知書の写しを添えて市長が指定する期日までに提出しなければならない。

(助成金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により受理した請求書に基づき、速やかに請求者に交付するものとする。

(助成金の交付取消等)

第8条 市長は、第5条の規定により助成金の決定通知を受けたもの又は前条の規定により、助成金の交付を受けたものが、次に掲げる事項に該当する場合、助成金交付を取り消し、又は既に交付した全部若しくは一部の助成金を返還させることができる。

- (1) 当該融資及び交付申請にあたり虚偽の事実や不正行為があったとき。
- (2) 繰上償還に伴う返戻保証金と本助成金との合計額が当初保証料を超えるとき。
ただし、第2条第1項各号に掲げる制度を利用した借換えによる場合はこの限りではない。
- (3) この要綱又は市長の指示に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、速やかにその旨を助成金交付決定取消通知書(第4号様式)により通知するものとし、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて当該助成金の返還を求めるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この要綱は昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成6年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成12年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は平成16年4月1日から施行する。
- 2 改正後の日進市商工業振興資金信用保証料助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行日以後に商工業振興資金融資の申込みを受けた信用保証料から適用し、同日前の申込みによる融資を受けた信用保証料については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の日進市信用保証料助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行日以後に申込みを受けた融資制度の信用保証料から適用し、同日前の申込みによる融資を受けた信用保証料については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の日進市信用保証料助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行日以後に申込みを受けた融資制度の信用保証料から適用し、同日前の申込みによる融資を受けた信用保証料については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年6月16日から施行し、平成23年5月16日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の日進市信用保証料助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行日以後に申込みを受けた融資制度の信用保証料から適用し、同日前の申込みによる融資を受けた信用保証料については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の日進市信用保証料助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行日以後に申込

みを受けた融資制度の信用保証料から適用し、同日前の申込みによる融資を受けた信用保証料については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の日進市信用保証料助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行日以後に申込みを受けた融資制度の信用保証料から適用し、同日前の申込みによる融資を受けた信用保証料については、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月6日要綱第7号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この要綱の施行による改正後の日進市信用保証料助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の交付申請に係る助成金について適用し、同日前の交付申請に係る助成金については、なお従前の例による。

附 則(令和2年2月13日要綱第6号)

改正 令和2年3月19日要綱第12号

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条第2号及び第3号並びに第1号様式及び第2号様式の改正規定は、令和2年3月19日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この要綱による改正後の日進市信用保証料助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の交付申請に係る助成金について適用し、同日前の交付申請に係る助成金については、なお従前の例による。
 - 3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の日進市信用保証料助成金交付要綱の規定による様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。
 - 4 令和2年3月19日から令和2年3月31日までの間におけるこの要綱による改正後の日進市信用保証料助成金交付要綱の規定の適用については、第2条第2号中「大規模危機対応)並びに創業等支援資金)」とあるのは、「大規模危機対応)」と、第1号様式及び第2号様式中「大規模危機対応 創業等支援資金」とあるのは、「大規模危機対

応」とする。

附 則(令和2年3月19日要綱第12号)

この要綱は、令和2年3月19日から施行する。

附 則(令和3年1月5日要綱第2号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日要綱第22号)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の日進市信用保証料助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行日以後に申込みを受けた融資制度の信用保証料から適用し、同日前の申込みによる融資を受けた信用保証料については、なお従前の例による。